

保存版

神戸市立塩屋北小学校

P T A 活動の手引き

Parent Teacher Association

できる時に

できる事を

できる人が

もくじ

| | |
|-------------------------|--------|
| P T A の目的・会員・運営・組織 | …3 |
| P T A の組織の役割 | …4 |
| P T A の組織図 | …5 |
| P T A 総合保険について | …6～7 |
| 神戸市立塩屋北小学校 P T A 規約 | …8～11 |
| * 本部役員、および専門委員の選出に関する細則 | …12～13 |
| * 経理に関する細則 | …14 |
| 校章の由来 | …15 |

PTAの目的

PTAの目的は、子供のしあわせと子供の健全な成長を図ることにあります。
子供たちが心豊かな大人になるため、学校の勉強だけでなく、家庭での生活・地域活動などの関わりによって、人格や個性を育んでいくものであり、その実践活動を支えていくのがPTAの役割だと考えます。
私たち会員は、子供たちのために、“自分はPTAの中で何をすることができるか”を考え、皆で知恵を出し合い、教職員とも互いに協力し合います。学校・家庭・地域社会と連携して活動する事が最も大切です。

PTAの会員

本校に在籍する児童の父母、またはこれに代わる保護者と本校に勤務する教職員であり、PTA入会同意書を提出した方です。

PTAの運営

役員は、できるだけ多くの会員の意見が反映されるようにPTAを運営しています。より多くの会員の意見が聞けるように、アンケート等の方法を用いておりますので、ご意見・ご提案等がありましたらご利用ください。

PTAの組織

PTAの組織には、運営のための組織と、活動のための組織があります。

<運営のための組織>

- ・総会
- ・役員会
- ・運営委員会

<活動のための組織>

- ・PTA ボランティア

P T A の組織の役割

◇総会

P T A 会員で構成される P T A 最高決議機関です。予算、決算を裁定、新年度の事業計画案の審議、役員選出の承認を行います。

また、P T A 活動の基本方針・計画及び活動について審議決定します。

定例として年一回開催されますが、必要に応じて臨時に総会を開くこともできます。

◇役員会

校長・教頭・会長・副会長・書記・会計で構成され、必要に応じて会長が招集できます。総会の運営を行ったり、P T A 活動が円滑に行われたりするよう、各委員会に対して助言、援助をし、

P T A の関連行事（区 P 連の会、他校との研修会、連絡会など）への参加、また P T A 代表として諸行事に出席します。

◇運営委員会

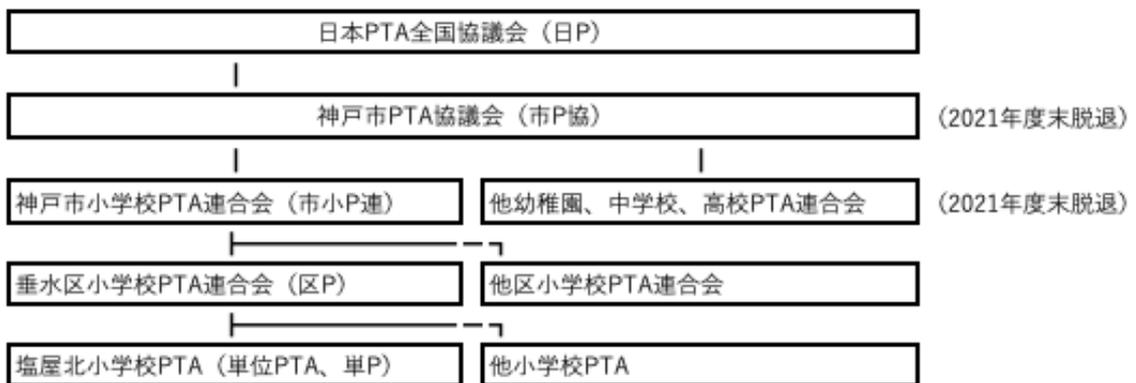
学校・本部役員・各専門委員長と副委員長で構成されています。委員会活動の報告と運営について問題を話し合い、必要に応じて会長が招集することができます。

◇P T A ボランティア

原則、会員全員が参加します。必要な時に活動して本部役員を助けます。

* P T A の組織図 *

| 総会 | | | | | |
|---------|---------|------|--------|------|----|
| PTA一般会員 | 顧問(相談役) | 会計監査 | 運営委員会 | | |
| | | | 交通安全委員 | 役員会 | |
| | | | | 本部役員 | 学校 |
| | | | | 会長 | 校長 |
| | | | | 副会長 | 教頭 |
| 書記 | - | | | | |
| 会計 | - | | | | |



* P T A 総合保険について *

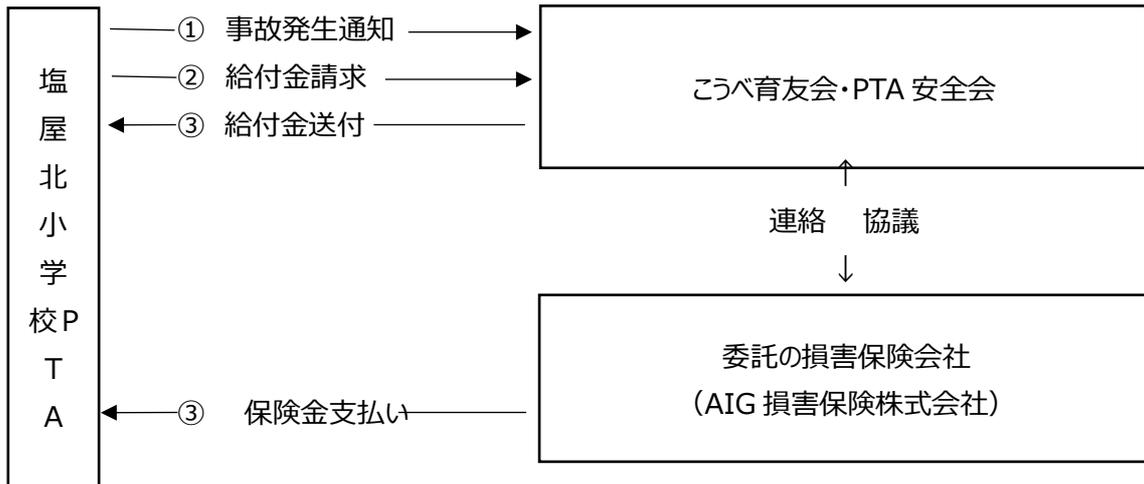
P T A が主催（共催）する行事に参加中の事故に備えて、「育友会・P T A 等の活動中の補償制度」に加入しています。

保険料は、P T A 会員一世帯につき年間 80 円で、単位 P T A で一括加入です。

| 給付対象 | 給付内容 |
|----------------------------|--|
| PTA 会員 （準会員を含む） 及び児童 | PTA が主催・共催する行事に参加中（自宅と集合・解散場所との通常の経路の往復途上を含む）に被ったケガや死亡に対して支給される。 |
| 単位 P T A | 単位 P T A がその活動中に、管理上の過失により損害賠償責任を負担した場合に被る損害について補償される。 |

| 主な補償内容 | |
|---------------------------------|--|
| ① P T A 団体傷害保険 （会員のケガの補償） | 会員と同居の親族、事前に P T A 等により認められている方が、日本国内での P T A 主催、共催行事に参加中（往復途上含む）に急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガ等を補償されます。 |
| ② P T A 賠償責任保険 （対人・対物等の賠償事故） | 日本国内で P T A の指揮、監督、指導下に置いて活動中に、法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る賠償金支払等に対して補償されます。 |
| ③ 法律相談・クレーム対応費用補償 （弁護士費用） | P T A 役員および会員が、日本国内で行った P T A 活動に置いて、第 3 者により暴行、脅迫等に類似する行為を受けた場合に、弁護士等に相談する費用を 1 回の事故について 100 万円を限度（年間支払限度額は 1 億円まで）に補償されます。 |

※給付の事務の流れ



※万一事故が起きた場合は、すぐに PTA 役員に連絡してください。

神戸市立塩屋北小学校 P T A 規約

第 1 章 名称

第 1 条 本会は、神戸市立塩屋北小学校 P T A といい、事務局を神戸市立塩屋北小学校に置く。

第 2 章 目的

第 2 条 本会は、保護者と教職員が協力して、次の事を目的とした活動を行う。

1. 家庭と学校との緊密な連携によって、児童の健全な育成を図る。
2. 学校と家庭・社会の教育環境をより良くする。
3. 会員の教養を高め、会員相互の親睦を深める。
4. その他、本会の目的達成のために必要な事業を行う。

第 3 章 運営方針

第 3 条 本会は教育を本旨とする民主的な団体として運営する。そのために基本方針を次のように定める。

1. 文化・福祉のために活動する団体および機関と協力する。
2. 他のいかなる関係の支配も統制も干渉も受けないと共に、学校の人事・管理・運営に干渉はしない。
3. 特定の政党や宗教に偏ることなく、営利を目的とするような行為はしない。
4. 会または役員の名で、公私の選挙候補者を推薦しない。

第 4 章 会員の資格

第 4 条 本会は次の会員をもって組織する。

1. 本会に在籍する児童の父母、またはこれに代わる保護者、もしくは本校に勤務する教職員であり、「P T A 入会同意書」を提出した者。
2. 「P T A 退会届」を提出し、本部役員が受け取った時点を以って退会とする。
3. 退会に際し、いかなる理由も問わない。

第 5 章 本部役員

第 5 条 本会は、本部役員を置く。

1. 会長 : 1 名
2. 副会長 : 4 名
3. 書記 : 2 名
4. 会計 : 1 名

第6条 会計監査を1名置く。

1. 任期は1年とし、役員会への出席は行わず、本部役員からの相談にのみ応じる。
2. 会計年度終了後、または必要に応じ会計監査を行い、その結果を総会に報告する。

第7条 前年度本部役員を顧問（相談役）とする。

1. 任期は1年とし、役員会への出席は行わず、本部役員からの相談にのみ応じる。
2. 運営に関わる意思決定権は無いものとする。

第8条 本部役員はPTA本部役員選考委員会によって選出される。

1. 本部役員は総会によって承認される。

第9条 本部役員の任期は、原則一年とし、再任は妨げない。

第10条 本部役員の勤務は次の通りとする。

1. 会長
 - (1) 本会を代表し、一切の会務を統括する。
 - (2) 学校運営協議会への参加。
 - (3) 垂水区小学校PTA連合会 会長会への参加。
2. 副会長
 - (1) 会長を補佐し、会長がやむを得ない理由等で任務を遂行出来ない時は、その職務を代行する。
 - (2) 「塩屋ふれあい懇話会」、「塩屋北ふれあいのまちづくり協議会」、「学校開放運営委員会・マナビひろば実行委員会」などの、地域活動の会合へ参加する。
 - (3) 神戸市青少年育成協議会への参加
3. 書記
 - (1) 総会、運営委員会の議事、並びに本会の活動に関する重要事項を記録する。
 - (2) 記録、その他の本会に関する書類を整理・保管する。
 - (3) PTAだよりを発行する。
4. 会計
 - (1) 総会で決定した予算に基づき、一切の会計事務を処理する。
 - (2) 会計簿等の経理関係の書類を整理・保管する。
 - (3) 決算を報告する。

第11条 PTA本部役員選考委員会（以下、選考委員会）の組織と任務は次の通りとする。

1. 選考委員会は、運営委員会で選出された選考委員8名と教職員2名との合計10名で組織し、委員長・書記を互選により決める。
2. 選考委員会は、総会において選考経過を報告し、役員候補者の承認を得る。

第6章 運営委員

第12条 本会に次の運営委員会を置く。

1. 本部役員
2. 専門委員長

第13条 運営委員の職務は次の通りとする。

1. 本部役員 本会を代表して、会の運営・活動の推進にあたる。
2. 専門委員会 専門委員会の企画・運営・活動の推進にあたる。

第7章 専門委員会

第14条 専門委員会は次の通りとする。

1. 本会の専門的な事柄について調査・研究・立案し、実施にあたる。
2. 各専門委員会には、互選により正副委員長を置く。
正副委員長は専門委員会を代表して運営委員会に所属する。
3. 本会の専門委員会は次の通りである。

（1）交通安全委員会

・立番ボランティアおよびパトロールの取りまとめ

第8章 会議

第15条 総会

1. 総会は、全会員によって構成され、本会の最高決議機関である。
2. 総会では、役員・運営委員の承認、決算・事業報告の承認、予算・年度事業計画、規約、その他重要な事柄を謀る。
3. 総会は、毎年度当初に定例総会を年1回開く。また、運営委員会が必要と認めた時と会員の4分の1以上の要求があった時に開く事ができる。
4. 総会は、出席した会員数と委任状の数が会員の過半数に達した時に成立する。
5. 総会の決議は、出席した会員の過半数によって決める。

第16条 運営委員会の構成、ならびに任務は次の通りである。

1. 運営委員会は、本部役員・各専門委員長と副委員長・校長・教頭・教職員代表等若干名によって構成する。
2. 本会の事業全体の計画を立てる。
3. 各専門委員会の相互の連絡・調整を行う。
4. 総会に提出される議案を審議検討する。
5. その他、本会に運営に関する必要な事項を処理する。

第9章 経理

第17条 本会の経理は、会費その他の収入によって賄われる。

第18条 会員は次の通りの会費を納入する。

1. 会費は、一家庭あたり一律とし、その金額は総会によって決定する。

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第20条 本会の会計は、会計年度終了後、速やかに決算を行い、会計監査を経てすべて総会で報告し、承認を得なければならない。

第10章 補則

第21条 本会の運営に関する具体的な事柄は、次の運営細則に定めるが、運営細則は運営委員会で決定・変更することができる。

1. 本部役員等の選出に関する細則
2. 経理に関する細則

第22条 本会の規約を改める時は、総会にはからなければならない。

第23条 この規約は、平成4年4月1日より実施する。

| | | | |
|-----------|------|------------|------|
| 平成4年5月1日 | 一部改正 | 平成19年5月7日 | 一部改正 |
| 平成5年2月16日 | 一部改正 | 平成20年5月7日 | 一部改正 |
| 平成7年3月20日 | 一部改正 | 平成23年12月2日 | 一部改正 |
| 平成10年5月8日 | 一部改正 | 平成24年7月6日 | 一部改正 |
| 平成14年3月1日 | 一部改正 | 平成27年5月1日 | 一部改正 |
| 平成16年2月1日 | 一部改正 | 平成27年9月25日 | 一部改正 |
| 平成17年2月1日 | 一部改正 | 令和2年4月1日 | 一部改正 |

平成 18 年 2 月 9 日 一部改正 令和 5 年 2 月 24 日 一部改正
平成 19 年 2 月 1 日 一部改正

□PTA 本部役員選出に関する細則

第 1 条 本部役員

1. PTA 規約第 10 条に基づき「PTA 本部役員選考委員会」（以下、選考委員会）を発足させ、委員会を持つ。
2. 公正な選出が行われるために、全 PTA 会員に対し「本部役員立候補・推薦のお願い」を配布し、立候補・推薦状を回収する。
3. 選考委員会は、立候補者の意思を最大限尊重し、経験、その他の事柄を考慮のうえ役員候補者を選出する。
4. 選考委員会は、推薦状の開票事務を経て、得票数および経験、その他の事柄を考慮のうえ役員候補者を選出する。
5. 選考委員会は、役員候補者との話し合いを経て、9 名の役員内定者の内諾を得る。
定員に満たない場合は欠員とし、内諾者のみで再編成を行う。
6. 役員内定者は PTA 規約第 5 条に基づき会長・副会長・書記・会計・会計監査を話し合いにより決定する。
7. 選考委員は上記（6）に立会い、進行が速やかに目付円満に運ばれるよう協力する。
8. 現役員は選考委員会の要請に応じて、以上の作業の進行に側面的に協力する。
9. 選考委員長は PTA 総会において役員選考の経過を報告し、承認を経て、新役員が決定する。

<備考>

- * 選考委員会は、次期役員候補が決定した旨を PTA 会員に広報し、その後任務を終えることが出来る。
- * 無用な混乱や憶測を防ぐため、役員選考委員は選考委員会での役員予定者の状況（氏名・得票数・その他）を口外しない。
- * 選考活動の過程において、役員候補者にあげられた選考委員は、それ以後の選考委員会への出席は辞退する。
- * 学校は、PTA 新本部役員のための事務協力をする。
- * 公正な選出を行うため、選考委員を 1 度経験した者は、次年度からは選出されない。
- * 選考委員 8 名のうち、本部役員 2 名は補佐役とし、他の 6 名の中から選考委員長・書記を選出する。

第2条 専門委員

1. 各専門委員は6名までとする。また交代要員として2名まで決めても良い。
2. 各専門委員の選出は立候補によって行う。
3. 各専門委員の立候補者は前もって専門委員立候補届により、指定の日までに本部役員が回収を行う。
4. 選出世話係は2～3名で現本部役員がこれにあたり、専門委員立候補届の開封を行う。
5. 開封後、役員会の承認を得て決定する。
6. 立候補で定員に満たない場合は、役員会にて作業内容を簡略化し、立候補者の人数で可能なものへ変更する。立候補が無い場合はその専門委員会は設置しない。
7. 立候補が定員を超える場合は、くじ引きによって選出し、後日役員会の承認を得て決定する。

<備考>

- * 年度途中でやむを得ず欠員が出た場合は、原則として交代要員を繰り上げるが、各委員会の活動内容により、各委員会とも相談の上、役員会にて検討する。(独断で決めない)

□PTA 経理に関する細則□

1. 会費は、一家庭あたり一律とし、毎年予算より算出される額を徴収する。
2. 役員・学年委員の交通費については、公共の交通機関の利用料金をもって支払う。
3. 慶弔費については、次の通りとする。

| 対象 | 慶弔区分 | 慶弔の内容 | 備考 |
|-----|-------|----------------------------|--------------|
| 児童 | 死亡 | 香料 10,000- 楮等 10,000-程度 | |
| | 事故・病気 | お見舞い 3,000- | 原則、入院 1 か月以上 |
| 保護者 | 死亡 | 香料 10,000- 楮等 10,000-程度 | |
| 教職員 | 死亡 | 香料 10,000- 楮等 10,000-程度 | |

※上記以外で必要と認めた場合は、その都度役員会にて検討する。

* 校章の由来 *



塩屋北小学校の北と小の文字を図案化したもので、
向上と発展を願って 上に広がりを持たせ、
全体の形を 北をたえず指すコンパスに模したものです。

塩屋北小学校 初代校長
齊藤 廣司 作
(1980.4.1)